

# 新入生向け 日本学生支援機構 奨学金等説明資料

## ～多子世帯による免除編～

※扶養する子どもの数が3人以上の世帯

本資料は、岩手大学の学部進学後に、多子世帯による入学料・授業料免除の支援を受けたい方に向けた資料です。

制度内容の全てを網羅しているわけではないことを予めご承知おきください。

# 目次

3 ページ～ 多子世帯免除の概要

6 ページ～ 扶養親族及び「子ども」の範囲について

8 ページ～ 住民税情報における扶養親族数の確認方法

9 ページ～ 生計維持者の扶養親族のスカラネット入力

11 ページ～ 多子世帯として認定されなかった過去の事例

14 ページ～ 令和 8 年度からの制度変更

17 ページ～ よくある質問

# 多子世帯免除の概要について①

・ 令和7年度から始まった多子世帯（主な要件：子ども3人以上扶養し、資産が3億円未満である世帯）への支援（授業料等無償化）は、給付奨学生として採用されると支援を受けることができます。

・ **扶養状況の確認は、マイナンバーを通じて取得される住民税情報に基づくものとなり、申込時点の情報ではありません。**

・ 例えば、長子が令和7年3月に大学を卒業し、4月に就職していても、**入学料及び令和8年度前期の支援については、令和6年12月末日時点の扶養状況で確認**されます。

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生		 		
高校生以下	 			

※  は扶養する子供

- ・ 入学料及び令和8年前期授業料の免除  
令和6年12月31日時点の状況で判定
- ・ 令和8年後期及び令和9年前期授業料の免除  
令和7年12月31日時点の状況で判定
- ・ 令和9年後期及び令和10年前期授業料の免除  
令和8年12月31日時点の状況で判定
- ・ 令和10年後期及び令和11年前期授業料の免除  
令和9年12月31日時点の状況で判定

# 多子世帯免除の概要について②



多子世帯として**認定されるためのポイント**は、次のとおりです。

- ① **予約採用・在学採用の申請及び採用翌年度以降の在籍報告で、**
  - ・ **扶養する子どもの数を3人以上で入力すること。**
  - ・ **生計維持者の情報を正確に入力すること。**
- ② **申請者である学生本人が生計維持者に扶養されていること。**
- ③ **生計維持者の住民税情報における扶養親族数が、申請者である学生本人を含めて3人以上であること。** (各年の12月31日時点)※1
- ④ **学業要件を満たすこと。(申請時、各年度末時点)**

※1 健康保険上ではありません。

※2 申請者と生計維持者の資産が3億以上の場合は、多子世帯として認定されません。

# 多子世帯免除の概要について③



認定の際に適用される扶養状況の確認は、マイナンバーを通じて取得される住民税情報に基づくため、**申請時点の扶養状況ではありません**。（例えば、2024年12月末日時点で、生計維持者の扶養する子どもの数が、申請者である学生本人を含めて3人以上の世帯で、長子等が2026年4月に社会人となり扶養から外れていても、多子世帯として認定され、入学料及び2026年前期の授業料が全額免除となる。）

	2025年度 R7 後期	2026年度 R8 前期	2026年度 R8 後期	2027年度 R9 前期	2027年度 R9 後期	2028年度 R10 前期	2028年度 R10 後期	2029年度 R11 前期	2029年度 R11 後期	2030年度 R12 前期	2030年度 R12 後期
2025年度入学	1年次	2年次	2年次	3年次	3年次	4年次	4年次	獣・5年次	獣・5年次	獣・6年次	獣・6年次
2026年度入学		1年次	1年次	2年次	2年次	3年次	3年次	4年次	4年次	獣・5年次	獣・5年次
2027年度入学				1年次	1年次	2年次	2年次	3年次	3年次	4年次	4年次
適用される 扶養の時期	2024年 12/31時点		2025年 12/31時点		2026年 12/31時点		2027年 12/31時点		2028年 12/31時点		2029年 12/31時点
確認できる 課税証明書	2025年度 (2024年分)		2026年度 (2025年分)		2027年度 (2026年分)		2028年度 (2027年分)		2029年度 (2028年分)		2030年度 (2029年分)

注1 各学年次の3月に適格認定（学業）における学業成績による審査があり、場合によっては翌4月からの支援が止まります。

注2 給付奨学金申請時、及び採用後の毎年4月に行う在籍報告において、生計維持者が扶養する子どもの数を3人以上で入力しないと「多子世帯」として認定されません。

注3 前述「注2」にある子どもの数を正確に入力する他に、住民税情報における扶養手続きにおいて、申請者である学生本人を含めて子ども3人以上を扶養していないと、「多子世帯」として認定されません。

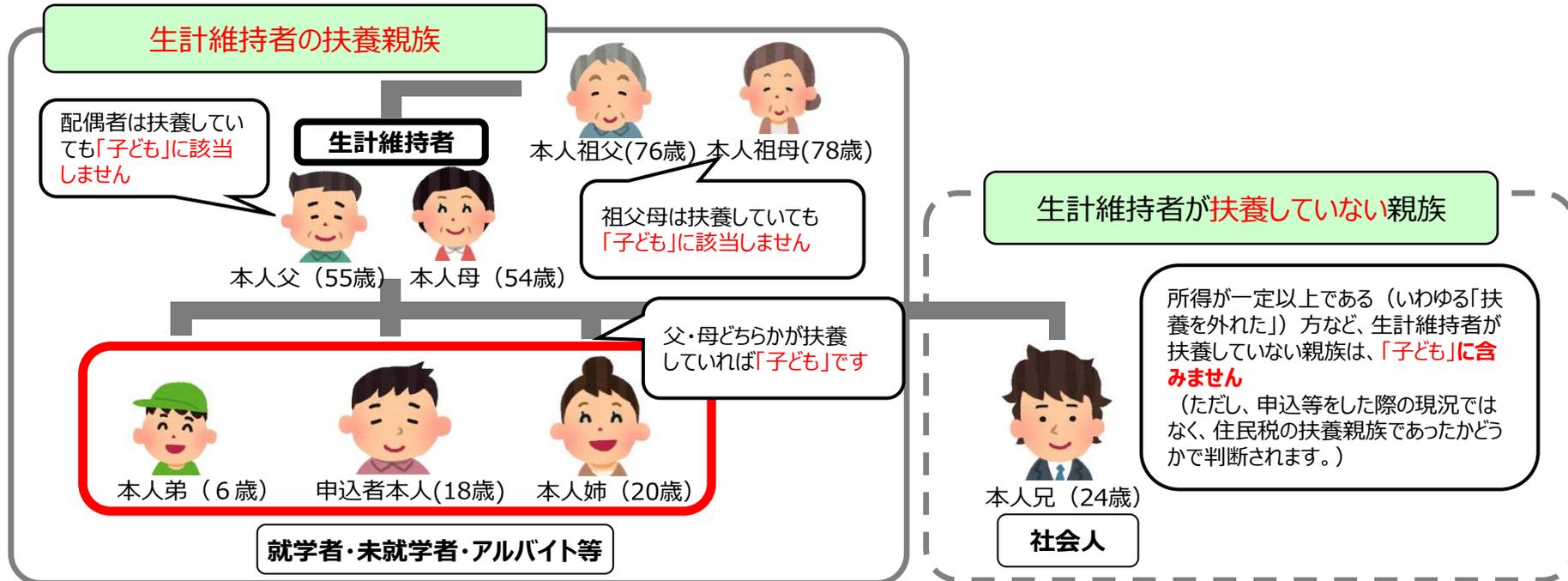
※税法上であり、健康保険上ではありません。

注4 5年次、6年次は農学部（獣医学科）、獣医学部のみが対象となる内容です。

# 扶養親族及び「子ども」の範囲について（概要）

多子世帯の判定における「子ども」は、奨学金申込者や給付奨学金の**生計維持者（原則父母）の扶養親族（※）**のうち、「生計維持者の子」や「扶養している生計維持者よりも年長でなく、尊属でもない人」をいいます。機構は、奨学金の申込時等に、申込者等の世帯の「子ども」に該当する者を確認し、多子世帯の判定を行います。

※ここでいう扶養親族とは、住民税における扶養親族をいい、生計維持者が税の申告（年末調整や確定申告）の手続きを行い対象となった方をいいます。どの時点の扶養親族を見るかは、手続きにより異なります。



上記の例の場合、「子ども」の数は3人です

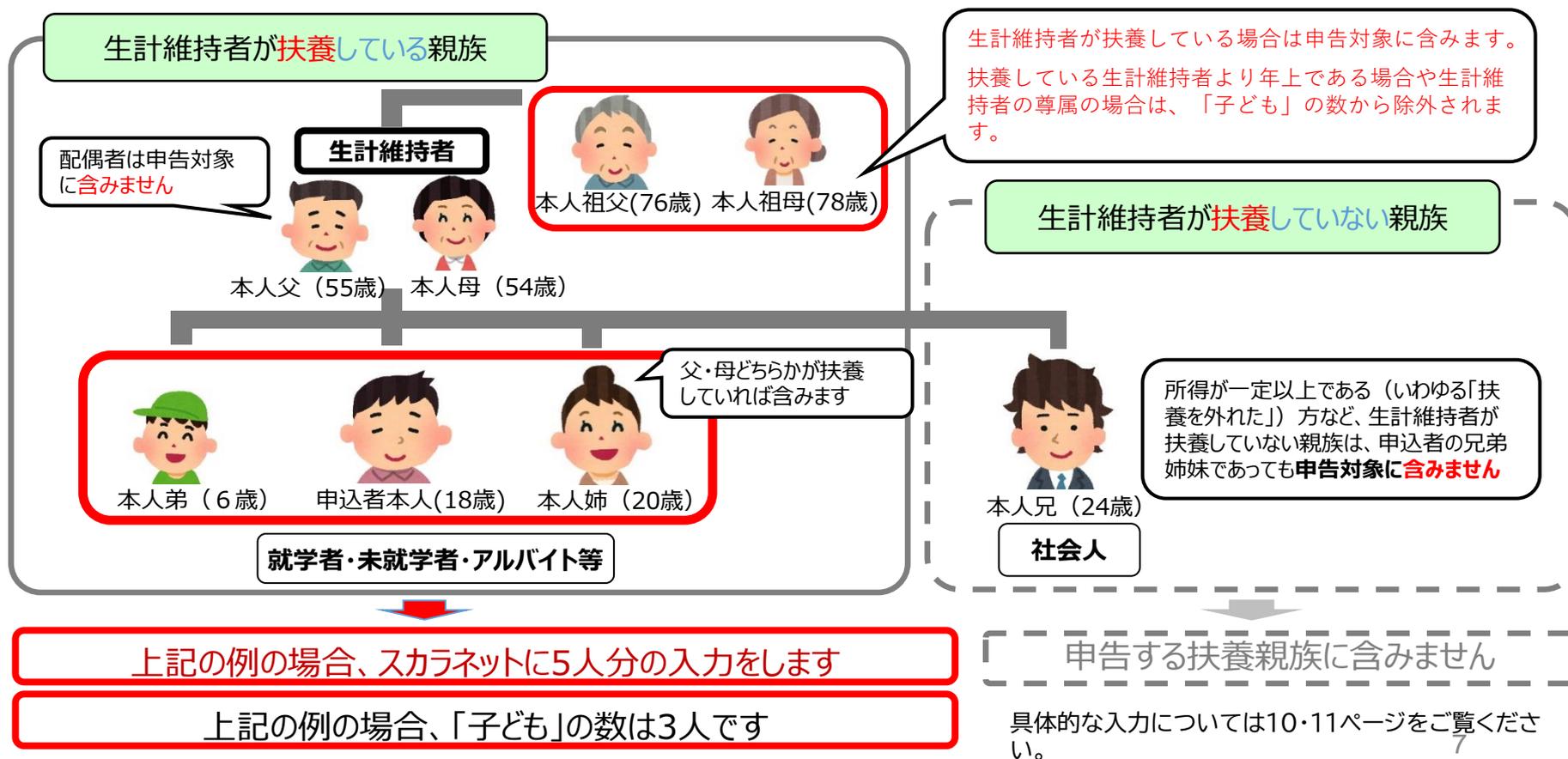
スカラネットの入力については次ページをご覧ください。

# 扶養親族及び「子ども」の範囲について (スカラネットで申告するときの考え方)

※日本学生支援機構作成資料を引用

奨学金申込時等に生計維持者の「扶養親族」及びその扶養親族の属性（子どもか、年下か等）を入力していただくことで、機構にて「子ども」に該当するか否かを判定し、多子世帯の判定を行います。

申告する扶養親族は、生計維持者2名（原則父母）のどちらかが住民税の扶養親族（前ページ参照）としている人です。  
ここでは、奨学金の申込みの際に、スカラネットにどのように入力するのか、その考え方を例示します。



# 住民税情報における扶養親族数の確認方法

機構において生計維持者の住民税情報から取得する扶養親族の数は、「特定」「16歳未満」「その他」数の合計となります。（「その他」は「一般」と記載されることがあります。）

例えば、**生計維持者の「マイナポータル」**又は**「課税証明書」**で確認することができます。

マイナポータルで確認できる  
地方税情報  
(マイナンバーカード及び読取用端末が必要です)

個人住民税情報	
～ 中 略 ～	
扶養控除情報	
一般	
特定	
老人	
同老	
16歳未満扶養者数	

扶養親族の数

「特定」

「16歳未満」

「その他」  
(又は「一般」)

課税証明書

合計所得金額	2,487,200 円	所得控除合計額	1,558,000 円	所得金額	929,200 円
給与所得	2,487,200 円	基礎控除	380,100 円	所得控除合計額	1,558,000 円
雑所得	0 円	配偶者控除	0 円	所得控除合計額	1,558,000 円
事業所得	0 円	扶養控除	0 人	所得控除合計額	1,558,000 円
不動産所得	0 円	障害者控除	1 人	所得控除合計額	1,558,000 円
譲渡所得	0 円	高齢者控除	0 人	所得控除合計額	1,558,000 円
雑所得	0 円	16歳未満扶養者数	1 人	所得控除合計額	1,558,000 円
合計所得金額	2,487,200 円	所得控除合計額	929,200 円	所得金額	1,558,000 円

生計維持者に「70歳以上の『子ども』」がいる場合、その者を多子世帯の判定のための「子ども」の数に含むには、別途申告が必要です。このため、以下に該当する場合は、学校までお申し出ください。

- ・生計維持者自身が70歳以上であり、生計維持者より年下かつ70歳以上の親族を扶養している場合で、その者を含めると「子ども」の数が3人以上になる。
- ・生計維持者が70歳以上の実子・養子等を扶養している場合で、その者を含めると「子ども」の数が3人以上になる。

(例)生計維持者が75歳で、その弟(71歳)を生計維持者が扶養している場合  
この場合、スカラネットには図のとおり入力が必要です。  
スカラネットに入力したうえで、学校に申し出てください。

生計維持者との関係「**その他**」  
扶養している生計維持者より「**年下**」

本人叔父(71歳)

# 生計維持者の扶養親族のスカラネット入力①

スカラネット「家族情報」画面にて、生計維持者の扶養親族全員(前ページの例では5人)の情報を入力していただきます。

The screenshot shows the 'STEP7 家族情報' (Family Information) screen. It lists family members with their relationship to the applicant and their status relative to the applicant's income. The first four entries are: 1. Applicant (18 years old), 2. Applicant's sister (20 years old), 3. Applicant's brother (6 years old), and 4. Applicant's grandfather (76 years old). The fifth entry is the applicant's grandmother (78 years old).

扶養親族全員について  
生計維持者との関係  
扶養している生計維持者より年上又は年下  
を入力していただきます。

「子ども」の数は、「申込者本人」「生計維持者の子ども」「年下」の合計です。  
この例では「子ども」の数は3人となります。

- 生計維持者との関係 「**申込者本人**」  
扶養している生計維持者より「**年下**」  
申込者本人(18歳)
- 生計維持者との関係 「**生計維持者の子ども**」  
扶養している生計維持者より「**年下**」  
本人姉 (20歳)
- 生計維持者との関係 「**生計維持者の子ども**」  
扶養している生計維持者より「**年下**」  
本人弟 (6歳)

「子ども」の数に含まれません。

- 生計維持者との関係 「**その他**」  
扶養している生計維持者より「**年上**」  
本人祖父(76歳)
- 生計維持者との関係 「**その他**」  
扶養している生計維持者より「**年上**」  
本人祖母(78歳)

ここで得られた  
「子ども」の数と

生計維持者全員の  
住民税情報における  
扶養親族の数の合計

これらと比較し  
小さい方の数が3以上  
であれば  
多子世帯として判定  
されます。

(注)  
この例では申込者本人が  
生計維持者に扶養されて  
いるため多子世帯になります。  
多子世帯と判定されるには、  
この数が3以上であることに  
加えて、申込者本人も扶養  
されている必要があります。

# 生計維持者の扶養親族のスカラネット入力②

※2026年2月時点の画面イメージのため、実際に入力する際は、多少異なる可能性があります。

## 入力例

【重要】この入力を間違えると、多子世帯として認定されません。

### ★例1

申請者本人を含めて子ども3名を扶養している場合

<b>1人目の情報</b> <span style="float:right">削除</span>	
生計維持者との関係	奨学生本人
扶養している生計維持者より年下か	<input checked="" type="radio"/> 年下 (同じ生年月日を含む) <input type="radio"/> 年上
<b>2人目の情報</b> <span style="float:right">削除</span>	
生計維持者との関係	生計維持者の子ども
扶養している生計維持者より年下か	<input checked="" type="radio"/> 年下 (同じ生年月日を含む) <input type="radio"/> 年上
<b>3人目の情報</b> <span style="float:right">削除</span>	
生計維持者との関係	生計維持者の子ども
扶養している生計維持者より年下か	<input checked="" type="radio"/> 年下 (同じ生年月日を含む) <input type="radio"/> 年上
<p>【1人目】「奨学生本人」(デフォルト) 「年下」(デフォルト)</p> <p>【2人目】「生計維持者の子ども」(選択) 「年下」(選択) (同じ生年月日を含む)</p> <p>【3人目】「生計維持者の子ども」(選択) 「年下」(選択)</p> <p style="text-align:right">追加(もう1人)</p>	

### ★例2

申請者本人を含めて子ども4名、祖母を扶養している場合

<b>3人目の情報</b> <span style="float:right">削除</span>	
生計維持者との関係	生計維持者の子ども
扶養している生計維持者より年下か	<input checked="" type="radio"/> 年下 (同じ生年月日を含む) <input type="radio"/> 年上
<b>4人目の情報</b> <span style="float:right">削除</span>	
生計維持者との関係	生計維持者の子ども
扶養している生計維持者より年下か	<input checked="" type="radio"/> 年下 (同じ生年月日を含む) <input type="radio"/> 年上
<b>5人目の情報</b> <span style="float:right">削除</span>	
生計維持者との関係	その他
扶養している生計維持者より年下か	<input type="radio"/> 年下 (同じ生年月日を含む) <input checked="" type="radio"/> 年上
<p>※3人目までは、例1と同じのため省略</p> <p>【4人目】「生計維持者の子ども」(選択) 「年下」(選択)</p> <p>【5人目】「その他」(選択) ※祖母の分 「年上」(選択) ※年上を選択</p> <p style="text-align:right">追加(もう1人)</p>	

4人目以降は追加ボタンで枠を追加する

# 多子世帯として認定されなかった過去の事例①

## ①申請手続きを怠った。

⇒大学には不備なく書類を提出したが、学生本人が日本学生支援機構に、直接提出する書類等について、未対応のまま期限を過ぎた。

## ②税法上の扶養となっていなかった。（※）

⇒健康保険法上のみ扶養し、住民税情報における扶養に含めていなかった。

⇒アルバイト等の収入により、本人もしくははきょうだい等が扶養から抜けた。

⇒確定申告や年末調整で、本人もしくはは勤め先等で扶養手続きに誤りがあった。（事例：会社員の父が年末調整で扶養親族の申告を不備なく行ったが、会社側の誤りで扶養親族から除いていた。）

**※住民税情報における扶養**となっているか、**申請前に必ずご確認ください。**

## 多子世帯として認定されなかった過去の事例②

③扶養する子どもの数が3人以上なら、特段の申請・手続きを取らなくても、必ず多子世帯として認定される（免除される）と誤認していた。

⇒給付奨学金に申請が必要なことを理解していなかった。

（申請又は採用されていたのが、貸与奨学金のみであった等）

⇒年末調整や確定申告をするだけで、授業料免除が受けられると

誤認していた。（税務署→市役所→日本学生支援機構→大学の順に自動的に住民税情報が伝達されると誤認）

⇒申請内容に誤りがあった。

⇒採用結果で、多子世帯として認定されていないが、採用＝多子世帯として認定されたものと勘違いしていた。

例えば、本来は多子世帯として認定されるところ、採用区分が第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合（家計基準でのみ認定された場合）など。

ただし、不服申し立てが可能な場合、遡って認定される可能性があります。

※ 不服申し立ての手続き（税の更正）は、17ページに記載があります。

# 多子世帯として認定されなかった過去の事例③

## ④離婚等による生計維持者の変更

⇒ここ数年で父子・母子家庭となった世帯の学生が、奨学金申請時に適用される住民税情報の時点で、子ども（学生本人を含める）を扶養する父または母を生計維持者に含めて申請していなかった。

多子世帯として認定されるためには、扶養する父、母等を、生計維持者として入力する必要があります。

例えば、2025年1月に離婚した母子家庭の世帯で、2026年4月からの支援を受ける場合、2024年12月31日時点で子どもを扶養していた父を生計維持者に含めないと多子世帯として認定されません。

※**住民税情報における扶養時点と、申請時点で扶養状況が異なる場合**、日本学生支援機構が定める期間までに別途手続きをすれば認定される可能性もあります。

該当する場合は、**入学後、至急、学生センター⑥番窓口へご相談ください。**

# 令和8年度からの制度変更について①

令和7年度税制改正で「103万円の壁」が見直され、「特定親族特別控除」が、新設されました。多子世帯免除制度における「子ども」のカウント対象が変更となり、令和8年度在学採用（秋）、適格認定（家計）等から適用されます。

※ 「生計維持者の年下の親族であること」等の条件は従来と同じ。

- ・学生世代（19歳以上23歳未満）以外の者については、年収123万円以下の者（扶養親族）
- ・学生世代（19歳以上23歳未満）の者については、年収160万円以下の者

学生世代の本人以外の親族（例：学生本人のきょうだい）で年収123万円超160万円以下の者を「子ども」としてカウントするためには、**別途申告（課税証明書等の提出）**が必要です（後日案内予定）。

年 収 (給与収入の額) ※	<u>学生世代（19歳以上23歳未満）</u>		<u>学生世代</u> (19歳以上23歳未満) 以外
	本人	本人以外	本人・本人以外
123万以下 (扶養親族)	生計維持者の 住民税情報の確認	生計維持者の 住民税情報の確認	生計維持者の 住民税情報の確認
123万円超 160万円以下	生計維持者の 住民税情報の確認	別途手続きが必要 (後日アイアシスタント掲載)	(対象外)
160万円超	(対象外)	(対象外)	(対象外)

※ 個人事業主の**事業所得**の場合は、**95万円以下**となります。

# 令和8年度からの制度変更について②

## ○特定親族特別控除の申請について

- ・ 扶養する生計維持者が、年末調整または確定申告にて、手続きする必要があるますので、ご留意ください。
- ・ 手続きに不備があると、「多子世帯による授業料免除」において、「子ども」としてカウントされません。

### 【19歳以上23歳未満の学生本人】

- ①生計維持者が、学生本人を「特定親族特別控除」として申請

### 【19歳以上23歳未満の学生本人以外のきょうだい】

- ①生計維持者が、学生本人以外のきょうだいを「特定親族特別控除」として申請
- ②日本学生支援機構に別途申告（手続き時期は後日ご案内予定）※

※ 日本学生支援機構から大学に対して、詳しい手続きの案内が届いていないため、具体的な手続き方法・時期等は後日ご案内予定です。

# 令和8年度からの制度変更について③

- 「特定親族特別控除」と「勤労学生控除」の違いについては、下記URLから資料をご参照ください。また、税制度に関しては、税務署にお問い合わせください。

	<b>特定親族特別控除</b> ※令和7年度税制改正で創設	<b>勤労学生控除</b> ※令和7年度税制改正で見直しあり
控除を受ける方	扶養する生計維持者	学生本人
対象者	19～23歳未満の親族 ※詳しい対象要件は、国税庁ウェブサイト参照	学生本人
国税庁ウェブサイト	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1177.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1177.htm</a> 	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1175.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1175.htm</a> 
	【令和7年度税制改正（基礎控除の見直し等関係） Q & A】 <a href="https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025005-051.pdf">https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025005-051.pdf</a> 	
日本学生支援機構ウェブサイト	(準備中)	<a href="https://www.jasso.go.jp/news/kinrougakusei24.html">https://www.jasso.go.jp/news/kinrougakusei24.html</a> 

# よくある質問

Q. 多子世帯による授業料等免除の要件を満たすのに、「多子世帯」として認定されなかった。

A. ①奨学金申請内容、もしくは②生計維持者の扶養状況に何かしらの原因があって、認定されていない可能性が高いです。

①奨学金申請内容に誤りがない場合は、学生本人または生計維持者が、直接、日本学生支援機構に不服を申し立てる（「税の更正」）手続きを行うことにより、判定結果が変わる場合があります（ただし、学業成績により不採用となった場合を除く）。

○【日本学生支援機構】税の更正に関する申告について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/saihantei/index.html>

※1 申請前に、税法上の扶養状況を確認してください。

※2 申請してから結果が出るまでに数か月を要します。

